

防府市災害対策本部設置運営要綱

平成14年2月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市災害対策本部条例（昭和38年防府市条例第13号）第5条の規定に基づき防府市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、上下水道事業管理者、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、消防長及び危機管理監をもつて充てる。

(本部員会議)

第3条 本部員会議は、災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本的事項について協議する。

2 本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要のつど本部長が招集する。

4 本部員会議は、原則として防府市役所1号館3階南北会議室で開催する。

ただし、次の場合においては、議会棟3階第4委員会室で開催する。

（1） 市内において震度5弱及び震度5強の地震が発生し、1号館が使用不能な場合

（2） 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合

（3） 本部長が必要と認めた場合

(本部の組織)

第4条 本部に、次の各号に掲げる部を置く。

（1） 本部統括部

（2） 総務部

（3） 総合政策部

（4） 文化スポーツ観光交流部

- (5) 生活環境部
- (6) 健康福祉部
- (7) 産業振興部
- (8) 土木都市建設部
- (9) 文教対策部
- (10) 消防対策部
- (11) 上下水道対策部
- (12) 応援協力部

- 2 部に部長及び副部長を置き、副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長及び副部長は、それぞれ別表第1の当該欄に掲げる職にあるものももって充てる。
- 4 部に別表第2に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。
- 5 班に班長及び班員を置き、班長には別表第2の当該欄に掲げる職にあるものをもって充て、班員には担当課に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

（部及び班の所掌事務）

- 第5条 部及び班の所掌事務は、別表第2の定めるところによる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に定めた部及び班の所掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

（配備）

- 第6条 本部長は、本部を設置したとき又は本部設置後において配備の規模を変更する必要が生じたときは、次の各号に定めるところによりその規模を指定する。

- (1) 第1非常体制
 - ア 水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき
 - イ 防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき

- ウ 台風が防府市に上陸すると予想されているとき
- エ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき
- オ 「山口県瀬戸内沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき

(2) 第2非常体制

- ア 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき
- イ 市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき
- ウ 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- エ 「山口県瀬戸内沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき

2 気象災害、地震災害及び津波災害以外の災害についての体制は、防府市地域防災計画の定めるところによる。

(配備人員及び連絡員)

第7条 課長は、配備の規模に応じて別表第3に定める配備人員を毎年あらかじめ指定しておかなければならない。

- 2 部長は本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部長の指示により、連絡員を本部統括部に派遣するものとする。
- 3 配備人員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知ったとき又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第9条 災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第 10 条 この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、防府市地域防災計画の定めるところによる。

第 11 条 この要綱により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあったものがこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、各部の運営について必要な事項は、当該部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

部 の 名 称	部を構成する組織	部 長	副 部 長
本部統括部	防災危機管理課 他	危機管理監	総務部次長
総務部	総務部	総務部長	人事課長
総合政策部	総合政策部	総合政策部長	総合政策部次長
文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部長	文化スポーツ観光交流部次長
生活環境部	生活環境部	生活環境部長	生活環境部次長
健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
産業振興部	産業振興部	産業振興部長	産業振興部次長
土木都市建設部	土木都市建設部	土木都市建設部長	土木都市建設部次長
文教対策部	教育委員会	教育長・教育部長	教育部次長
消防対策部	消防本部	消防長	消防次長
上下水道対策部	上下水道局	上下水道事業管理者	上下水道局次長
応援協力部	議会事務局他外局	会計管理者	監査委員事務局長

別表第2（第4、5条関係）

部（部長）	班（班長）	担当課	所掌事務
本部統括部 (危機管理監)	総括班 (防災危機管理課課長)	各部から指名された職員	1 本部統括部の総括に関すること。 2 災害対策本部員会議の運営に関すること。 3 避難指示等の進言に関すること。 4 県及び防災関係機関（国土交通省、警察、自衛隊等）との連絡調整に関すること。 5 県、他市町及び自衛隊等への応援要請に関すること。 6 各種災害情報の分析及び将来予測に関すること。 7 災害復旧本部の設置に関すること。 8 各部との連絡調整に関すること。
	情報整理班 (防災危機管理課課長補佐)	各部から指名された職員	1 各種災害情報、気象状況等の収集・整理に関すること。
	情報発信班 (防災危機管理課課長補佐)	各部から指名された職員	1 広報車、防災行政無線、その他情報伝達媒体を用いた避難指示等の市民への伝達に関すること。
	被害情報班 (商工振興課主幹)	各部から指名された職員	1 臨時電話の対応に関すること。 2 臨時FAXの対応に関すること。
	広報班 (広報広聴課長)	広報広聴課	1 市民への災害情報、活動状況及び災害関連情報の周知・広報（市ウェブサイト、市広報等）に関すること。 2 記者会見に関すること。 3 報道機関の対応に関すること。 4 災害記録（写真等）に関すること。 5 本部統括部の応援に関すること。
総務部 (総務部長)	職員班 (人事課長)	人事課	1 職員の応援動員（被災他市町村への派遣を含む。）に関すること。 2 国、県及び他の市町村職員の派遣要請に関すること。 3 広域応援、派遣職員等の受け入れに関すること。 4 職員の食料等の把握等に関すること。 5 職員の公務災害補償に関すること。 6 直接即報に関すること。 7 職員の参集状況・安否情報の把握に関すること。 8 救助法による賃金職員等の雇い上げに関すること。 9 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 10 本部統括部の応援に関すること。
	秘書班（秘書室長）	人事課秘書室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 市長会等との連絡に関すること。
	総務班 (行政管理課長)	行政管理課	1 市庁舎管理及び庁内電話に関すること。 2 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 公用車等の管理及び配車に関すること。 4 公用令書の取扱いに関すること。 5 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 6 市庁舎発電機・燃料等の確保に関すること。 7 被災者の他地区等への移送に関すること。 8 駐車スペースの確保に関すること。 9 庁内の電話交換業務に関すること。 10 避難場所等の開設・閉鎖、運営の総括に関すること。 11 避難場所等の情報の収集・整理に関すること。 12 避難場所等への食料等の確保・供給に関すること。 13 災害対策業務従事職員（消防団員等含む）への食料等の確保・供給に関すること。 14 応急用米穀の調達に係る農林水産班の応援に関すること。 15 避難所等の運営における応援要請及び受け入れ調整に関すること。 16 避難所内の環境改善対策に関すること。 17 本部統括部の応援に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 本部統括部の応援に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課	所掌事務
	調査班 (課税課長)	課税課	1 災害地区内の土地・家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関すること。 2 罹災証明書の交付に関すること。 3 被災者台帳の作成に関すること。
	第1応援班 (収納課長)	収納課	1 調査班の応援に関すること。
総合政策部 (総合政策部長)	政策推進班 (政策推進課長)	政策推進課	1 出張所班の応援に関すること。 2 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 3 本部統括部の応援に関すること。
	システム管理班 (デジタル推進課長)	デジタル推進課	1 庁内情報システム等に関すること。 2 本部統括部の応援に関すること。
	相談班 (広報広聴課長)	広報広聴課	1 災害に関する市民相談に関すること。 2 被災者支援制度の取りまとめに関すること。 3 本部統括部の応援に関すること。
	出張所班 (地域振興課長)	地域振興課	1 各出張所長及び自治会長との連絡に関すること。 2 管内の災害等の情報収集及び報告に関すること。 3 専門ボランティアの受付に関すること。
文化スポーツ観光交流部 (文化スポーツ観光交流部長)	観光班 (観光振興課長)	観光振興課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 観光客の安全・保護に関すること。 3 避難場所等(サイクリングターミナル)の運営に関すること。 4 帰宅困難者に関すること。
	体育施設班 (スポーツ振興課長)	スポーツ振興課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 避難場所等(防府市スポーツセンター・武道館・体育館・ソルトアリーナ防府)の運営に関すること。 3 緊急消防援助隊の受入れに関すること。 4 自衛隊の災害派遣の受入れに関すること。 5 警察災害派遣隊の受入れに関すること。
	文化施設・文化財班 (文化振興課長)	文化振興課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 避難場所等(防府市公会堂・防府市地域交流センター)の運営に関すること。 3 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 4 文化財の修復に関すること。 5 災害時における外国人への支援に関すること。 6 国際交流関係団体との連携に関すること。
生活環境部 (生活環境部長)	環境班 (くらし環境課長)	くらし環境課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 環境保全協定締結事業所の被害状況把握に関すること。 3 災害時における公害に関すること。 4 防疫活動の実施に関すること。 5 動物救護に関すること。 6 飲用井戸水検査補助に関すること。 7 改葬許可申請受付に関すること。 8 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	安否情報班 (市民課長)	市民課	1 被災者情報(安否情報)の収集・提供に関すること。 2 埋火葬許可証の発行に関すること。 3 遺留品の整理、引き渡しに関すること。 4 身元不明遺体の取扱いに関すること。 5 物資輸送班の応援に関すること。
	物資輸送班 (保険年金課長)	保険年金課	1 避難場所等及び被災地への食料・物資等の輸送に関すること。 2 輸送拠点(青果物卸売市場)の運営に関すること。 3 輸送事業者等との調整に関すること。 4 大規模災害時における広域輸送拠点の確保に関すること。
	廃棄物対策班 (クリーンセンター所長)	クリーンセンター	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害時におけるごみ及びし尿の処理に関すること。 3 災害廃棄物の仮置場に関すること。 4 仮設トイレの設置に関すること。 5 災害廃棄物等の環境モニタリングに関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課	所掌事務
健康福祉部 (健康福祉部長)	要配慮者支援班 (高齢福祉課長)	高齢福祉課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3 避難行動要支援者名簿に関すること。 4 要配慮者の避難及び支援に関すること。 5 福祉関係事業所への協力要請に関すること。 6 広域避難時の支援に関すること。 7 災害時要配慮者の実態調査に関すること。 8 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
		障害福祉課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3 要配慮者の避難及び支援に関すること。 4 福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営に関すること。 6 福祉対策活動体制の確立に関すること。 7 福祉対策の実施に関すること。 8 要配慮者支援の応援要請、受け入れに関すること。
	子育て支援班 (子育て支援課長)	子育て支援課 こども家庭課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3 要配慮者の避難及び支援に関すること。 4 福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5 要配慮者支援班の応援に関すること。
	救助班 (社会福祉課長)	社会福祉課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害救助計画に関すること。 3 救助法適用時の事務処理に関すること。 4 義援金及び援助物資の受付・配布に関すること。 5 赤十字医療班及び赤十字奉仕団の動員に関すること。 6 避難場所等(福祉センター)の運営に関すること。 7 災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの受け入れ・活動調整に関すること。 8 生活必需品の調達に関すること。 9 被保護世帯等の救助に関すること。 10 災害弔慰金等及び災害見舞金の支給に関すること。 11 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 12 生活資金の貸付け(社会福祉協議会と連携)に関すること。
	救護班 (健康増進課長)	健康増進課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害時における医療助産に関すること。 3 医薬品及び衛生資材の確保・配分に関すること。 4 防府医師会との連絡調整及び協力に関すること。 5 災害時における感染症予防に関すること。 6 災害対策業務従事職員の健康管理に関すること。 7 避難所・仮設住宅等における保健対策の実施に関すること。 8 被災地における食品衛生に関すること。 9 災害医療救護本部の設置に関すること。 10 医療救護所の設置に関すること。 11 医療救護所に関する情報公開・共有に関すること。 12 医療救護活動の実施に関すること。 13 負傷者状況及び医療機関の被災状況の把握に関すること。 14 後方医療機関への搬送・医療活動に関すること。 15 災害派遣医療チームの受け入れ及び連絡調整に関すること
	第2応援班 (福祉指導監査室長)	福祉指導監査室	1 救助班の応援に関すること。
	第3応援班 (新型コロナウイルスワクチン接種対策室長)	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	1 救護班の応援に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課	所掌事務
産業振興部 (産業振興部長)	農林水産班 (農林漁港整備課長)	農林水産振興課	<p>1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 応急用米穀等の調達に関すること。</p> <p>3 農業、水産関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>4 災害対策用船舶(漁船)の確保に関すること。</p> <p>5 応急仮設住宅用資材の調達に関すること。</p> <p>6 輸送拠点及び避難場所等(青果物卸売市場)の運営に関すること。</p> <p>7 貯木の流出防止及び除去に関すること。</p> <p>8 被災家畜の管理場の確保に関すること。</p> <p>9 飼料の確保、調達及び配給に関すること。</p> <p>10 病害虫防除対策(植物防疫法)に関すること。</p> <p>11 種子及び種苗の確保供給(主要農作物種子法)に関すること。</p> <p>12 被災農林漁業関係者への援助措置に関すること。</p> <p>13 部内の庶務及び連絡調整に関すること</p>
		農林漁港整備課	<p>1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 山林関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 港湾・漁港施設・荷揚げ施設の応急復旧対策に関すること。</p> <p>4 海岸保全施設の応急復旧対策に関すること。</p> <p>5 橋門・排水機場管理業務に関すること。</p> <p>6 水路等維持修繕業務に関すること。</p> <p>7 農道維持管理業務に関すること。</p> <p>8 土地改良区及び関係機関に対する連絡に関すること。</p>
	商工班 (商工振興課長)	商工振興課	<p>1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 被災商工業者に対する経営指導及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 被災企業等の生活再建支援に関すること。</p> <p>4 観光班の応援に関すること。</p>
	競輪班 (競輪局長)	競輪局	<p>1 施設内の来場者の安全確保及び避難誘導に関すること。</p> <p>2 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 遺体収容所の開設、運営に関すること。</p> <p>4 観光班の応援に関すること。</p>
	第4応援班 (農林業の知と技の拠点連携推進室長)	農林業の知と技の拠点連携推進室	1 他班の応援に関すること。
土木都市建設部 (土木都市建設部長)	土木調査班 (道路課長)	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興課・農林漁港整備課・開発建築指導課から指名された職員	<p>1 道路施設の被害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>2 河川、ため池及び内水排除施設の被害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>3 砂防施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>4 港湾、漁港関連施設の被害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>5 農業、山林、水産関係の被害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>6 都市計画関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること。</p>
	道路班 (道路技術補佐)	道路課	<p>1 道路、橋りょう等の被害防止及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 交通状況等の情報提供に関すること。</p> <p>3 緊急道路啓開に関すること。</p> <p>4 緊急輸送道路等の確保に関すること。</p> <p>5 応急工事の施工体制の確保に関すること。</p> <p>6 部内の庶務及び連絡調整に関すること。</p>
	河川班 (河川港湾課長)	河川港湾課	<p>1 水防計画に関すること。</p> <p>2 水防緊急対策に関すること。</p> <p>3 水防用資機材の確保及び輸送に関すること。</p> <p>4 河川、都市下水路等の被害防止及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>5 応急工事の施工体制の確保に関すること。</p> <p>6 河川障害物の除去に関すること。</p> <p>7 水防(土のう)に関すること</p>
	都市整備班 (都市計画課長)	都市計画課	<p>1 都市計画関係施設の被害防止及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に関すること。</p> <p>3 住居関係障害物の除去体制の確立に関すること。</p> <p>4 公共施設の復興計画に関すること。</p>
	建築班 (開発建築指導課主任幹)	建築課	<p>1 公営住宅その他公共建物の被害状況の収集及び報告に関すること。</p> <p>2 公営住宅その他公共建物の応急修理及び復旧に関すること。</p> <p>3 災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関すること。</p> <p>4 応急仮設住宅計画に関すること。</p>

部(部長)	班(班長)	担当課	所掌事務
		開発建築指導課	<p>1 被災建築物応急危険度判定に関すること（応急危険度判定士の派遣に関するこ と。）。</p> <p>2 被災建築物応急危険度判定に係る実施本部の設置及び県・関係機関との連絡調整に 関すること。</p> <p>3 被災住宅の応急修理に関すること。</p> <p>4 災害地区内の家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関する総務部調査班 の応援に関すること。</p> <p>5 被災宅地危険度判定に関すること。</p>
文教対策部 (教育長・教育部 長)	教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課	<p>1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 文教関係の被害状況のとりまとめ報告に関すること。</p> <p>3 学校対応に対する全体把握及び指揮に関すること。</p> <p>4 学校等施設の機能の確保に関すること。</p> <p>5 部内の庶務及び連絡調整に関すること。</p>
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課	<p>1 児童生徒の避難措置に関すること。</p> <p>2 被災児童生徒に対する学用品の供与等に関すること。</p> <p>3 被災児童生徒に対する医療、防災及び給食等に関すること。</p> <p>4 避難場所等（学校施設）の運営に関すること。</p> <p>5 応急教育の実施に関すること。</p> <p>6 学校再開の支援に関すること。</p> <p>7 学校給食の確保に関すること。</p>
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課	<p>1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 避難場所等（公民館）の運営に関すること。</p> <p>3 受援機関等応援団体の宿泊準備に関すること。</p> <p>4 避難場所等（防府市青少年科学館）の運営に関すること。</p>
消防対策部 (消防長)	消防総務班 (消防総務課長)	消防総務課	<p>1 消防対策部の総括に関すること。</p> <p>2 消防及び水防活動状況の本部への報告・連絡に関すること。</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 資機材の調達及び配備に関すること。</p> <p>5 消防団に関すること。</p> <p>6 救助活動従事者（消防団員等含む）への食料等の需要把握及び輸送に関すること。</p> <p>7 消防本部の庶務に関すること。</p> <p>8 消防本部職員の活動扁札に関すること。</p> <p>9 部内他班に属さない事項に関すること。</p>
	予防班 (予防課長)	予防課	<p>1 建築許可等についての同意に関すること。</p> <p>2 防火対象物、危険物製造所等に対する措置命令等に関すること。</p> <p>3 危険物の貯蔵及び取扱いの制限等に関すること。</p> <p>4 火薬類の取扱いの許可、認可及び検査等に関すること。</p> <p>5 危険物流出の原因調査に関すること。</p> <p>6 火災の調査に関すること。</p> <p>7 火災のり災通報に関すること。</p> <p>8 火災予防及び避難広報に関すること。</p>
	警防班 (警防課長)	警防課	<p>1 医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。</p> <p>3 警備本部に関すること。</p> <p>4 消防水利に関すること。</p> <p>5 緊急消防援助隊に関すること。</p> <p>6 消防防災ヘリコプター及び救急医療用ヘリコプターに関すること。</p> <p>7 救急救助資機材の整備に関すること。</p>
	通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	<p>1 消防通信の運用及び確保に関すること。</p> <p>2 災害活動の記録に関すること。</p> <p>3 各種気象状況の収集伝達に関すること。</p> <p>4 警防本部の設置及び職員の非常招集に関すること。</p> <p>5 緊急通報等の受付に関すること。</p> <p>6 火災警報に関すること。</p>
	消防班 (消防署長)	消防署	<p>1 消防、救急及び救助活動に関すること。</p> <p>2 被災者の避難監視に関すること。</p> <p>3 被害状況の調査及び伝達に関すること。</p> <p>4 水火災、その他の災害の警防活動に関すること。</p> <p>5 消防水利及び地理に関すること。</p> <p>6 消防用機械器具の整備、維持、保全に関すること。</p>
	消防団（水防団）		1 警戒防ぎよ作業に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課	所掌事務
上下水道対策部 (上下水道事業管理者)	上下水道総務班 (総務課長)	総務課 財務課	1 上下水道対策の総括に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 被災者に対する飲料水等の供給に関すること。 4 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	水道班 (水道課長)	水道課	1 水源施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
	下水道班 (下水道課長)	下水道課	1 公共下水道(汚水)の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 終末処理場及びポンプ場の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
応援協力部 (会計管理者)	第5応援班 (入札検査室長)	入札検査室	1 他部の応援に関すること。
	会計班 (会計課長)	出納室(会計課)	1 金融に関する応急措置に関すること。 2 応援救助に要する経費の管理に関すること。 3 義援金の保管に関すること。 4 他部の応援に関すること。
	議会班 (議会事務局次長)	議会事務局	1 所管施設の被害状況の把握、緊急措置に関すること。 2 議員の安否確認、連絡調整に関すること。 3 議会運営に関する調整に関すること。 4 他部の応援に関すること。
	第6応援班 (監査委員事務局長)	監査委員事務局	1 他部の応援に関すること。
	第7応援班 (選挙管理委員事務局長)	選挙管理委員会事務局	1 他部の応援に関すること。
	第8応援班 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局	1 他部の応援に関すること。

別表第3（第7条関係）

体 制 名	配 備 課	配 備 人 員
第 1 非 常 体 制	防災危機管理課 人事課 行政管理課 政策推進課 デジタル推進課 広報課 地域振興課 観光振興課 スポーツ振興課 文化振興課 くらし環境課 クリーンセンタ一 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 こども家庭課 社会福祉課 健康増進課 農林水産振興課 農林漁港整備課 商工振興課 競道河川計画課 都市建築課 建築指導課 教育総務課 学生涯学習課 消防課 予警課 通信防災指揮課 消防令署 上下水道局総務課 水道課 下水道課	・課長及び課長が必要と認める人員

別表第3（第7条関係）

体 制 名	配 備 課	配 備 人 員
第 2 非 常 体 制	全職員による体制	